

京都市眺望景観創生条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 眺望景観保全地域の指定等（第6条・第7条）</p> <p>第3章 眺望景観保全地域内における建築物等に関する制限（第8条～第14条）</p> <p><u>第4章 雑則（第15条～第20条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第21条～第24条）</u></p> <p>附則 （定義）</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 眺望景観 特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 境内の眺め 神社、寺院等の境内地及びその背景にある空間に</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 眺望景観保全地域の指定等（第6条・第7条）</p> <p>第3章 眺望景観保全地域内における建築物等に関する制限（第8条～第14条）</p> <p><u>第4章 建築物等のデザインに関する事前協議等（第15条～第21条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第22条～第27条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第28条～第31条）</u></p> <p>附則 （定義）</p> <p>第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 眺望景観 特定の視点場から眺めることができる特定の視対象及び眺望空間から構成される景観で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 境内の眺め 神社、寺院等の境内地及びその背景にある空間に</p>

よって一体的に構成される景観をいう。

イ 通りの眺め 通りの先にある山並み又は歴史的な建造物及び沿道の建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

ウ 水辺の眺め 河川、水路等及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

エ 庭園からの眺め 神社、寺院等の庭園において、その背景にある自然を当該庭園の一部として一体的に取り込んだ景観をいう。

オ 山並みへの眺め 河川及び河川から山並みを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。

カ 「しるし」への眺め 日常の市民生活の中で目印となる歴史的な建造物又は自然と一体となった伝統文化を象徴する目印及びこれらを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。

キ 見晴らしの眺め 山並み、河川その他の自然が一体となって一定の広がりをもって構成される景観をいう。

ク 見下ろしの眺め 山頂、山ろく又は展望所から見下ろす一定の広がりをもった市街地の景観をいう。

(5)・(6) (略)

(建築物等の高さ、形態及び意匠の制限)

第8条 (略)

よって一体的に構成される景観をいう。

イ 境内地周辺の眺め 参道その他境内地周辺の道及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

ウ 通りの眺め 通りの先にある山並み又は歴史的な建造物及び沿道の建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

エ 水辺の眺め 河川、水路等及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいう。

オ 庭園からの眺め 神社、寺院等の庭園において、その背景にある自然を当該庭園の一部として一体的に取り込んだ景観をいう。

カ 山並みへの眺め 河川及び河川から山並みを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。

キ 「しるし」への眺め 日常の市民生活の中で目印となる歴史的な建造物又は自然と一体となった伝統文化を象徴する目印及びこれらを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。

ク 見晴らしの眺め 山並み、河川その他の自然が一体となって一定の広がりをもって構成される景観をいう。

ケ 見下ろしの眺め 山頂、山ろく又は展望所から見下ろす一定の広がりをもった市街地の景観をいう。

(5)・(6) (略)

(建築物等の高さ、形態及び意匠の制限)

第8条 (略)

2 前項の基準は、市長が、第5条第4号アからクまでに掲げる区分及び眺望景観保全地域ごとの特性に応じ、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、定める。これを変更しようとする場合についても、同様とする。

3 (略)

(建築物等の建築等に関する届出及び勧告)

第11条 (略)

2 (略)

3 建築物等の建築等が、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区、風致地区又は自然風景保全地区内において行われるときは、次に掲げる法律又は条例の規定による申請、協議、通知又は届出をもって、第1項の届出があったものとみなす。

(1)～(7) (略)

4 (略)

(維持保全)

第12条 _____眺望景観保全地域内の建築物等の所有者、管理者又は占有者は、常時、その_____建築物等を優れた眺望景観の保全上支障がない状態に維持するよう努めなければならない。

(仮設の建築物等に対する制限の緩和)

2 前項の基準は、市長が、第5条第4号アからケまでに掲げる区分及び眺望景観保全地域ごとの特性に応じ、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、定める。これを変更しようとする場合についても、同様とする。

3 (略)

(建築物等の建築等に関する届出及び勧告)

第11条 (略)

2 (略)

3 建築物等の建築等が、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区、風致地区、自然風景保全地区又は伝統的建造物群保存地区内において行われるときは、次に掲げる法律又は条例の規定による申請、協議、通知又は届出をもって、第1項の届出があったものとみなす。

(1)～(7) (略)

(8) 京都市伝統的建造物群保存地区条例

4 (略)

(維持保全)

第12条 視対象その他眺望景観保全地域内の建築物等の所有者、管理者又は占有者は、常時、その視対象又は建築物等を優れた眺望景観の保全上支障がない状態に維持するよう努めなければならない。

(仮設の建築物等に対する制限の緩和)

第14条 (略)

2 (略)

3 第10条の規定は、第1項前段の規定による許可を受けた者について準用する。

第14条 (略)

2 (略)

3 第10条の規定は、第1項の規定による許可を受けた者について準用する。

第4章 建築物等のデザインに関する事前協議等

(デザインに関する事前協議)

第15条 近景デザイン保全区域（当該近景デザイン保全区域に係る視
点場を含む。）のうち、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との
調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を特に図る必
要があるものとして市長が指定する区域（以下「事前協議区域」とい
う。）において、建築物等の建築等（次に掲げるものに限る。以下この
章（第20条を除く。）において同じ。）をしようとする者（以下この
章において「特定建築主」という。）は、あらかじめ、別に定めるとこ
ろにより、当該建築物等の建築等に係る計画について市長と協議しな
なければならない。

- (1) 視点場にあつては、建築物の新築若しくは増築又は工作物（別に
定めるものに限る。次号及び第3号において同じ。）の新設
- (2) 近景デザイン保全区域のうち、視点場に近接する区域として市長
が指定する区域にあつては、建築物の新築若しくは増築又は工作物
の新設（別に定める規模以上のものに限る。）
- (3) 前2号に掲げる区域以外の区域にあつては、建築物の新築若しく
は増築（別に定める規模以上のものに限る。）又は工作物の新設（別

に定める規模以上のものに限る。)

2 第6条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

3 第1項の規定による協議をしようとする者は、当該協議に係る建築物等の建築等に係る計画が第11条第1項の規定による届出を要するものであるときは、当該届出(同条第3項の規定により届出があったものとみなされる場合にあつては、同項に規定する申請、協議、通知又は届出)に先立って、第1項の規定による協議を経なければならない。

4 市長は、特定建築主による第1項に規定する計画の作成を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(専門的知識を有する者を交えた協議の場合)

第16条 市長は、前条第1項の規定による協議の申出があつた場合において、優れた眺望景観を創生するために必要があると認めるときは、自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等について専門的知識を有する者を交えた協議の場を設けることができる。この場合において、当該申出をした特定建築主は、当該協議の場に参加しなければならない。

(協議の終了等)

第17条 市長は、第15条第1項の規定による協議の申出があつたときは、その日から45日以内に協議を終了させなければならない。

2 市長は、協議を終了させたときは、別に定める事項を記載した協議書を作成し、当該協議に係る特定建築主に交付しなければならない。

3 市長は、特定建築主が前条に規定する協議の場に参加しないときその他協議を終了させることができない正当な理由があるときは、その

旨及びその理由を記載した通知書を第1項の期間内に当該特定建築主に交付しなければならない

4 特定建築主は、第2項の協議書の交付を受けた後でなければ、協議に係る建築物等の建築等に着手してはならない。

5 特定建築主は、建築物等の建築等を行うに当たっては、協議の結果を尊重するよう努めなければならない。

(書類の閲覧)

第18条 市長は、第15条第1項の規定による協議に関する書類であって別に定めるものについては、別に定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

(勧告及び公表)

第19条 市長は、特定建築主が第15条第1項の規定による協議の申出を行わないときは、当該特定建築主に対し、協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第2項の規定による公表の際、当該意見を併せて公表しなければならない。

(眺望景観の創生に関する助言)

第4章 雑則

(適用の除外)

第15条 (略)

2 (略)

3 眺望景観保全地域内にある建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、第8条第1項、第9条及び第11条の規定を適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) 京都市伝統的建造物群保存地区条例の規定を受ける建築物等

(5) (略)

第20条 事前協議区域において建築物等の建築等をしようとする者は、市長に対して、地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生に関する助言を求めることができる。

2 第18条の規定は、前項の助言に関する書類で別に定めるものについて準用する。

(顕彰)

第21条 市長は、第15条第1項の規定による協議又は前条第1項の規定による助言を行った場合において、当該協議又は助言に係る建築物等が自然、歴史的資産、町並み、伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じた特に優良なものであると認めるときは、これを顕彰することができる。

第5章 雑則

(適用の除外)

第22条 (略)

2 (略)

3 眺望景観保全地域内にある建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、第8条第1項、第9条及び第11条の規定を適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

4 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内にある建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、第8条第1項第2号及び第3号並びに第11条の規定は適用しない。

(1) 前項第1号、第3号又は第5号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(2)～(5) (略)

(監督処分)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

4 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内にある建築物等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、第8条第1項第2号及び第3号並びに第11条の規定は適用しない。

(1) 前項第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

(2)～(5) (略)

5 第3項各号(第1号、第3号及び第4号を除く。)及び次の各号のいずれかに該当する建築物等については、前章(第20条及び前条を除く。)の規定を適用しない。

(1) 文化財保護法第125条第1項本文の規定による許可に係る建築物等(視点場に存するものに限る。)

(2) 地下に設ける建築物

(3) その他視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める建築物等で別に定めるもの

(監督処分)

第16条 (略)

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第17条 (略)

(報告又は資料の提出)

第18条 (略)

(立入調査等)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

第5章 罰則

第21条 第16条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第16条第2項後段の規定による命令に違反した者

2 (略)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第18条の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報

第23条 (略)

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第24条 (略)

(報告又は資料の提出)

第25条 (略)

(立入調査等)

第26条 (略)

(委任)

第27条 (略)

第6章 罰則

第28条 第23条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第23条第2項後段の規定による命令に違反した者

2 (略)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第25条の規定による報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報

告又は資料の提出をした者

(3) 第19条第1項の規定による調査，検査又は質問を拒み，妨げ，又は忌避した者

(4) 第19条第1項の規定による質問に対して答弁せず，又は虚偽の答弁をした者

第24条 (略)

告又は資料の提出をした者

(3) 第26条第1項の規定による調査，検査又は質問を拒み，妨げ，又は忌避した者

(4) 第26条第1項の規定による質問に対して答弁せず，又は虚偽の答弁をした者

第31条 (略)